

POLAND MONTHLY / BIULETYN POLSKI

# ポーランド月報

1985年

5月号

(通巻38号)

400円

8時間労働日防衛のために 共同声明

ヤツェク・クーロン 自治についての覚書



8 時間労働日防衛のために…………… 3  
各種労働組合共同声明

展望とチャンス 地下から見た現況 …… 4  
Z・ブヤク (インタビュー)

ブヤク=プロフスキー往復書簡…………… 8  
生活を防衛し弾圧に抵抗を…………… 9  
T K K 声明

自治についての覚書……………10  
J・クーロン

自主運営と「連帯」 自主運営の可能性 ……12  
H・ヴェツ (インタビュー)

ウクライナ人との対話……………16  
「KOS」編集部

ポーランド現代史断章 ③  
1956年——民衆蜂起と国際政治 ……18  
伊東孝之

新語法の手引き ……20  
支配者用語の基礎知識 最終回

ポーランド料理 ……22  
ポーランド日誌 ……2・23

ポ ー ラ ン ド 日 誌

85年2月28日～3月25日

2月28日 「連帯」による物価値上げ抗議ストの中止宣言にもかかわらず、グダンスク、ワルシャワ、ヴロツワフなどで抗議行動が行われた模様。ウルバン政府スポークスマンは、これを否定。

3月1日 2月25日の政府決定に従って段階的な値上げが発表される。まず3月4日からは、小麦粉(40%)穀類・パン(30%)乳製品・砂糖(45%)が値上げされ、同時に小麦粉・穀類の配給量が引き上げられる。なお4月からは燃料・光熱費(20~30%)、6月からはバター(30%)あぶら身・食肉類(10~15%)が値上げ予定。政府は米国を除く主要債権国に対し、1月に合意された債務繰延べ協定の調印前に、あらたに17億ドル以上に及ぶ融資を強硬に求める。公式報道によれば、新労組の組員が500万人を越える。

3月2日 ワレサ委員長、声明を発表。度重なる値上げによる生活水準の低下に抵抗するのは労働者の正当な権利だと述べ、3月4日の抗議行動の可能性を示唆。ヤルゼルスキ、内務省内の党会議に出席、内務省全職員による法と秩序の順守の必要性を強調。

3月3日 国営テレビは、ワレサ委員長を思考に一貫性がないなどと激しく攻撃。

3月4日 検察庁は「ポーランドに敵対的な国外のセンターと協力している」ポーランド人の処罰を辞さない警告。

3月5日 ヤルゼルスキ、OPZZ(新労組)議長と値上げ、経済問題などについて会談。

3月6日 A・グヴィアズダの懲役2ヵ月の判決に対する控訴が棄却される。

3月7日 ポーランドの債務問題を協議する西側債権諸国会議が、3月1日のポーランド政府の要求のため行き詰まり、最終的な結論が得られないまま無期延期となる。ワレサ委員長、グダンスク地方検察庁から9日に出頭を命じる召喚状を受けとる。高等教育第一審議会は、当局側の高等教育改正案を否決。主要日刊紙は、教会関係者の「不寛容、教権主義、狂信的な言動」を非難したヤン・レム(ウルバン政府スポークスマンのペンネーム)署名の記事を掲載。

3月8日 ワルシャワ大学の学生約400人が68年の3月事件の記念銘板に献花しようとしたところ、警官隊が大学構内を封鎖。

3月9日 ワレサ委員長、顧問弁護士とともにグダンスク地方検察庁に出頭。非合法活動の組織・指導に關して1時間の取調べを受けた後、たとえ処罰されようとも今の活動をやめるつもりはないと述べる。独立ポーランド連盟(KPN)の会合に出席していたL・モチュルスキを含む数人が拘束されたという。第2段階の値上げに抗議の準備を呼びかけるTKK声明(3月5日付)が伝えられる【本誌9頁】。

3月10日 カトリック系独立紙『ティゴドニク・ポフシェフヌイ』は、元ポーランド・ラジオテレビ局総裁M・シチェパンスキに対する84年1月の判決(懲役8年)を破棄、罰金刑に軽減するという【23頁へ続く】

## 8時間労働日防衛のために——各種労働組合共同声明

for the Defence of 8 Hours Day, Joint Statement

Uncensored Poland News Bulletin, No. 6/85, 1985. 3. 14

【編集部注】 ポーランド政府は破綻した経済の負担を動労人民に転嫁すべく、一方で食料品等生活必需物資の値上げを断行すると同時に、他方で労働時間の大幅延長を画策している。労働時間の大幅延長に対しては、戒厳令以前に存在した各労働組合が「連帯」と共同して以下の反対声明を発表した。各種労働組合による同種の声明は、『月報』第17/18号（1983年8月）および84年11月号にもある。

1984年10月8日の閣僚評議会布告（公報第51号第263項）は、ポーランドにおいて非常に長い伝統を有する8時間労働日の原則を危うくし、動労人民の権利をさらに厳しく制限するものである。1918年11月7日、ルブリンの臨時政府はその宣言において8時間労働日を拘束力ある原則として掲げた。1918年11月23日、最初の労働法が公布され、8時間労働日制がピウスツキとモラチュフスキ〔当時の大統領と首相〕によって布告された。翌11月24日、ワルシャワ労働者代表評議会は8時間労働日に関する決議を採択した。今日のポーランド共和国憲法はこれを憲法上の原則にまで高め、その第69条第2項でこう規定している。「休息の権利は、法律により労働日を8時間に、あるいは（然るべき）法律が定める場合これ以下に短縮することにより保障される」。

以後66年間、第2次世界大戦による荒廃のあとの国民生活復興の極度に困難な時期においてさえ、この8時間労働日の原則は1度も破られなかった。たしかに、労働憲章は8時間労働の厳密な順守が不可能な場合、いわゆる補償的労働時間の導入を認めている。しかしこれはつねに例外的措置である。1984年10月8日の布告は、補償的労働時間を全動労人民の圧倒的多数に適

用可能とすることにより、例外を一般則に変えてしまう。さらに看過されてならないのは、この布告が——いかなる法的根拠もなく——経営者の一方的決定により覆行されるべき「中断労働時間」なる新制度を持ち込んでいることである。これは、労働協約における労使平等の原則に反するばかりでなく、「中断労働時間」を理由に労働者が職場で過ごす時間を事実上最低2時間延長するものである。

労働憲章で定められた最大許容超過勤務時間の延長を許す規定を加えれば、これら諸規定の狙いは明らかである。それは、部品や資材の供給に合わせて労働を組織できない経営の無能力の帰結を労働者の肩に転嫁することである。布告は労働者に対して、不規則な労働リズムへの順応を要求する。それは、でたらめな非経済的経営を足認する。

動労人民は自らの権利のこのような制限を認めないであろう。労働者から自由な時間を奪い取るこの新しい制度の実施の試みすべてに対し労働者は反撃するであろう。

ワルシャワ 1985年1月25日

アントニ・ウォバタ（教員組合）  
アンジェイ・マラノフスキ（同）  
アルビン・メルツェル（産別組合）  
ヤン・オシカ（教員組合）  
スタニスワフ・ルシネク（「連帯」）  
ヤン・シモン（産別組合）  
ヤン・トリニコフスキ（教員組合）  
レフ・ワレサ（「連帯」）  
スタニスワフ・ウォンドウォフスキ（同）  
ミハウ・ジュラフスキ（自立組合）

〔訳：水谷 駿〕

# 展望とチャンス

地下から見た現況

ズビグニェフ・ブヤク (インタビュー)

Prospects and Chances : An Interview with Zbigniew Bujak, February 1985  
Uncensored Poland News Bulletin No. 6/85, 1985. 3. 14, London

【編集部より】 戒厳令以来地下潜行を続けているズビグニェフ・ブヤク、「連帯」地下指導部の中心的存在が、1985年2月に『週刊マゾフシェ』におこなったインタビューを紹介する。現状について、展望について語っているが、本誌12頁以下のヘンリック・ヴェツのインタビューとあわせ読むと、地下の視点と地上の視点の両方が見えて興味深い。

## 値上げを控えて

問 今年は何がわれわれを待ちうけているでしょう。

ブヤク 一番の問題は、——去年の1月と同じで——値上げ問題だ。去年私はかなり楽観的な見通しでいたがそれは誤っていた。労働者の〔値上げへの〕抵抗が相対的に弱かったのだ。その点では「連帯」指導部も誤りを犯した、つまり値上げの時点では抗議行動を呼びかけず、かわりにその行動を70年事件記念日の12月16日に行うと予告したのだ。値上げ後の数ヵ月間で、強大な工場では賃上げをかちとり、いくらか値上げによる損害をうめあわせた。いわば1970年代のパターンが繰り返された形で、弱い産業や弱い職業の者が一番損害をうけた。

今後の新たな値上げは、だから多くの人にとって致命的なものとなるだろう。貧しい家では収入の70%を食費が占めているような状況下で13%の値上げをするというなら、労働者への物価上昇手当は計画の3倍はなければならぬ。郵便料金、鉄道運賃、家賃も値上げされることになっている。結局のところ、企業自主運営ネットワーク“シェチ”の専門家の慎重な計算によれば平均的4人家族の生活費は約4000ズウォティ上がるのに、物価上昇手当は数百ズウォティでしかない。

問 「連帯」暫定調整委員会(TKK)は15分ストライキを呼びかけていますが……。

ブヤク 2月28日の抗議は、将来の値上げを阻止するための戦略の一環となるものだ。真に広範な

大衆行動には、今度の値上げを中止させるチャンスすらある。値上げに同意することは現在の経済政策を認めることだ。政府が財政再建を値上げによって行えると思っているうちは、経済状況の改善は望めない。値上げによる財政再建の可能性をふさがれて初めて、政府は他の道を捜しはじめ、改革にふみきらざるを得ない状況に追いやられるだろう。それゆえこの観点からも、値上げ阻止はわれわれにとって極めて重要だ。小さなストライキは、成功したものでずから、特定グループにとって値上げによる損失を埋めあわせる〔賃上げ〕だけで、経済政策を封鎖しはしなかった。だから、今回われわれは大衆行動に出る必要がある。

ストライキやデモをやめるというわけではない。やめてはならない。しかし「連帯」組合員はいつ行動に起つべきか、熟慮の上で時機が選択されるのを望んでいる。成功するためには、具体的な目標と明確な理由づけがなくてはならない。

問 ストやデモのほかにはどんな圧力手段を考えているのですか。

ブヤク いま一番可能性を持っているのは自主運営だ。自主運営活動家が、自分たちは組合を代表しているのだと理解することが肝要だ。現在、自主運営組織のメンバー選挙が行われつつある。候補者たちは「連帯」の旗印を用いることを恐るべきでない。彼らは「連帯」組合員として選挙に加わるべきだ。もし自主運営運動が十分に広範なものとなれば、より全般的な改革を当局に強いるチャンスもでてくる。自主運営の選挙は、値上げ反対闘争に次いで、工場レベルの組合にとって2番目に重要な課題だ。同様に、地域自治の分野で



スビグニエラ・ブヤク（一九八三年十一月）

も「連帯」は活動せねばならない。

問 でもその仕事に関しては「連帯」はのんびりしすぎていませんか。昨年の村や集落の議会選挙では不戦敗を喫したではないですか。

ブヤク その選挙は2年ごとに行われる。また問題はめぐるってくる。去年はチャンスが少なすぎた、その問題は、組合の重要課題にするには意識されていなさすぎた。それでも幾つかの議会では「連帯」が勝利した。そこでの活動に基いて資料が得られ、彼らの経験や考えは広められることになろう。

#### 国会選挙を前に

ブヤク 今年のもうひとつの重要な問題は国会選挙だ。われわれは、全国的ボイコットの事前評価<sup>アセスメント</sup>を準備中だ。去年の地方議会選挙（のボイコット）は、ヤン・リティンスキいうところの自発的イニシアティブによる社会の大きな運動が、極めて具体的な課題を前にすれば組織化されうることを明白に示した。それまでわれわれは、それほどの広範な大衆的行動を組合がうまく組織できるか確信を持たずにいた。今ではその確信を持っている。当局は〔選挙結果の〕大規模な偽造を準備している。投票日を2日間にする計画をみるだけでもそれがわかるだろう。これは第1にわれわれの側の読みを困難にさせ、第2には人々に大きな心理的圧力をかけて、より多くの人を投票所に来させようとするものだ。

だが、投票を拒否しても弾圧を受けたくないということは広く知られるようになった。同時に、最良の抗議形態はボイコットであることも明白になった。他のアイデア、たとえば投票用紙を持ち帰る（持ち帰った枚数を集計して、どのくらいの人が投票用紙を投票箱に入れずに帰ったかを調べる）などに意味がないことは疑いない。有権者の50%以上のボイコットを期待できている。有権者は選挙結果を監査し、結果の操作が行われた選挙区では当局に再投票をさせねばならない。裁判に持ち込むケースも、もっとあるべきだ。去年の地方議会選挙での先例は、今度の国会選挙では“当然の実践”にならなければいけない。

問 最近、国会に〔統一労働者党とは関係ない〕独立したカトリック系議員が入る可能性が取り沙汰されていますが。

ブヤク いかなる独立団体といえども、現時点で国会の会議場での合法的活動ができるなど、夢見ることできない。60年代ならそれは可能だったし、70年代においてさえ、社会に対して象徴的にせよ〔独立した議会活動ができるという〕証拠を示す必要があったため、可能であつたらう。だが今は、共産主義者の地歩を奪い取る時で、いつわりの合意を結ぶ時ではない。40人の“反対派議員”がいながら何も発言しない国会でなく、他のどこでも戦いが行われることになろう。いま、真の独立活動が存在し、独自の効果を持ち、大きな規模を誇っている。国会にもぐり込もうという考えはだめだ。反対派が誰ひとりそんな提案の誘惑に

負けないでくれることを願っている。

問 ボイコットは象徴的意味だけでなく他の意味も持っていると思いますか。

ブヤク そう思う。それにこれとはにかく国会選挙だ。地方自治レベルの選挙は国内問題だが、国会となれば国際問題だ。すでにいくつかの外国議会がポーランド国会議員の任期は既に切れていると抗議している。ポーランド社会がまやかし選挙への抗議を示し、もし50%以上のボイコットが達成されたなら、そんな選挙、そんな選挙法、そんな国会に対する外国議会からの抗議も期待できる。西側諸国の議会は、自国の選挙民に顔向けできなくなることは望まないから、ポーランド国会との関係を続ける必然性はないと考えるだろう。議会同士の接触を絶つことすらありうる。

### 反暴力について

問 再び50人以上が政治犯として獄中にありますか。

ブヤク 政治犯はポーランドの政治風景の恒久的要素になったようだ。去年、「連帯」指導者その他の大勢の政治犯が自由の身になった。もつとすこいことに、彼らは全く忠誠宣言をせずに釈放された。これはわれわれの大きな成功だ。とはいえ政治犯の身分〔「政治犯」という明確な身分を認めさせること〕をめぐる闘いは依然としてわれわれの基本課題だ。ポーランドの刑務所システムは厳罰主義だ。明確な政治犯という身分が導入されれば、一般囚の待遇を改善し、刑務所職員を人間的にさせることもできるかもしれない。

現在獄中にいる政治犯は、アンジェイ・グヴィアズダを除けばさほど有名でなく、人々を彼らの釈放闘争に参加させるのはそのぶん難しい。以前われわれは運動の指導部を守っていたが、これからは、ほとんどが釈放されたり地上に出たりしたその指導部が獄中の「連帯」末端組合員たちを守るために何をするのが重要だ。指導部は黙っていることはない。TKKもこの問題を第1に重視しているが、しかし主要な行動は公然と活動している人々に期待すべきだ。

暴力と無法に対する闘いは今日とりわけ重要だ。ポピエウシコ神父殺害後の反応は素速かった——KOPP〔反暴力市民委員会。詳細は本誌4月号

参照〕が設立された。私自身それらを強く支持している。KOPPが存在するというだけでも暴力機関全体に影響を及ぼし、暴力行為を効果的にくい止められるだろう。

問 トルン裁判〔ポピエウシコ神父殺害犯裁判〕は公安部隊の無法行為の制限を予告するものと考えてよいのでしょうか。

ブヤク トルン裁判は社会の期待を満足させなかったと思う。いさきかも内務省の機能形態の転機にならなかった。判決は厳しいものだったが、当局にとっては象徴的ジェスチャーにしかならなかった。当局は社会の怒りをしずめるために公安職員を犠牲にした。被告席や証言台の公安職員は誰一人真実すべてを語りはしなかった。しかし、内務省内部で何が行われているかという、それまでは地下出版でしか伝えられなかった情報の一部が、初めて内務省職員自身の口から語られた。これからは政府は、そう簡単に〔犯人不明の〕殴打や誘拐や殺害を「氏名不詳者」のせいにするわけにはいかない。もし今後われわれが内務省の犯罪の暴露に成功すれば、内務省に1968年に比べうる変化をもたらせるかもしれない。

コワコフスキ教授いわく、「トルン裁判はふたつの世界の衝突だ」——一方は憎しみにはぐくまれた世界、もう一方は尊厳にはぐくまれた世界、ポピエウシコ神父が語った価値と教会の教えと、「連帯」の示す姿勢とを尊敬する世界。

ポピエウシコ神父は「連帯」のために死んだ。他の人々が恐がって黙っていた時に、はっきりと直接的に大きな声で「連帯」について語ったため死んだのだ。神父の死はわれわれに義務を課した。彼の苦悶の死はショックだったが、同時に運動を勇気づけもした。神父が「連帯」に生命を捧げた以上、「連帯」が消極的だったり傍観したりするのは恥だ。私は、工場レベルでの基礎的活動に際して人々の感じる危険の意識が減るのではないかと期待している。活動を停止していた工場秘密委員会や地下紙が活動を再開するだろう。実際そうになっている例をたくさん知っている。神父のメッセージは、「連帯」を実際に存在し活動する組織として持ちこたえさせるのに大きな意味を持った。

### 「連帯」地下指導部について

問 「連帯」維持のために、依然として地域レベル、全国レベルの地下指導部は必要だとお考えですか。

ブヤク 多くの「連帯」組合員が、1984年7月の恩赦が地上指導部結成のきっかけになるに違いないと考えていた。最初は〔地下の〕地区執行委員会（RKW）や暫定調整委員会（TKK）が地上代表者を任命することから始め、次いで徐々にこの地上代表者たちが機能を引きつぐ、という形になることも考えられた。西側の観察者や労働組合は、「チリでは労働組合が禁止されても、しばらくすると公然指導部が創設された。なぜポーランドでも同じようにいかないのか？」と尋ねる。これは正当な質問だと思う。私は誰か特定の個人やまたTKK全体を非難するつもりはないが、〔チリのようにならないのは〕運動のある種の弱さを証明するものだと認めねばならない。しかし、地上指導部が作られない以上、TKKの存在理由を疑うことには根拠がない。

下部レベルの組合構造は指導部を必要とし、指導部がさまざまな活動を調整してくれるのを期待している。もしTKKとRKWが解散すれば、工場レベルの組合構造はつぶれるだろう。今すでに、純粋な政治活動に入り政党を作るべきだという声があがっている。

組合が、つまりTKKとRKWが扱わねばならない仕事はぼう大で、極めて多様な範囲にわたっている。最初からわれわれは、それらすべての課題をこなせるとは思っていなかった。それゆえ、それらの仕事は個々のグループや委員会、専門家たちが受け持ち、検討や分析を行った。その後にTKKやRKWの出る幕があった。というのも、TKKがある問題を取り上げるということだけでその問題に重要性を与えることになったからだ。加えて、われわれは自らの名で署名することで、発表される文書や資料の信頼性を保証している。

組合指導部の存在の必要性を最もはっきりと示したのが、去年の地方議会選挙だ。ボイコット形式の統一、ボイコット結果の集計の組織化、そしてその信頼性の保証。TKKがある限り、国会選挙に際して誰が最終的決定を下すべきかが問題になることはないだろう。

私は、「連帯」は弱いと思う。しかし、現状で想像できる限りにおいては最も強力だ。もしわれ

われが1981年12月の戒厳令後「連帯」をあきらめていたら、今のようない致した拒否戦線は存在せず、社会はばらばらになっていただろう。「連帯」のおかげで、われわれは組織化された状態で次の時代を迎えることができる。

それともうひとつ。西側労働組合の「連帯」支援はTKKが機能を続ける限り続くだろう。精神的・政治的支援およびその結果としての組織的援助（資金や物資）——これらがなければわれわれは、立ちゆかなくなることはなかったろうが非常に苦しんだことだろう。TKKの存在は、われわれの場所がまだILOにあること、IMFに関するわれわれの意見が考慮されるべきこと、そして何より西側諸国に「連帯」が実際に存在していることを示す保証になる。

もうひとつつけ加えたいことは、西側での情報キャンペーン活動は「連帯」の大きな成功だったという点だ。この活動は西側のいくつかの国の労働組合組織の「連帯」への確固たる援助をもたらした。この点ではパリの事務局〔「連帯」情報ビュレティンの発行元〕、中でもセヴェリン・ブルムシュタインのはたらきを特に高く評価している。ブルムシュタインは2月初めポーランドに戻ろうとしたが、〔ワルシャワ空港で〕入国を拒否された。これは強制国外追放の最初の適用例といえる。われわれはこのヤルゼルスキの新しい野蛮な無法行為と戦うべきを学ばねばならない。国外でのセヴェリンの戦いと国内でのわれわれの戦いが、じきに彼の帰国を実現し、帰国を望む他の人々の望みもかなえられるよう願っている。

〔訳：高橋初子〕



## ブヤク＝ブコフスキー往復書簡

An Exchange of Letters between Z. Bujak and V. Bukovsky

【編集部注】 以下は1984年5月に地下紙〔紙名は明らかでない〕に発表されたZ・ブヤクと亡命ロシア人作家、V・ブコフスキーの往復書簡の要旨である〔Uncensored Poland News Bulletin, No. 6 / 85, 1985. 8. 14. による。訳：水谷 鏡〕。

### Z・ブヤクからV・ブコフスキーへ

あなたの著書『水河期の風』を読んで目の覚める想いがしました。それは、ロシア人は奴隷根性の持主であり、ポリシェビズムはツァー専制の単なる延長だとするポーランドに根強いドグマを破ってくれました。実際、ポリシェビズムは結局は西欧の発明であり、ロシアに押しつけられたものでした。それがもたらした巨大な犠牲にもかかわらず、ロシアには、真実のために決起する用意があり、われわれと同じ闘いに従事する勇気ある人たちが多数いるのですね。

### V・ブコフスキーからZ・ブヤクへ

どの民族に属そうとわれわれはすべて、ブダペストで生まれ、プラハで学校に入り、ソ連の強制収容所で成長し、グダンスクの造船所で成人に達しました。ロシア人の経験がポーランド人にどのくらい役立つか確信が持てません。あなたがたはかつてなく広大な任務に直面しているからです。ポーランドは抵抗運動が全国民の間に拡まった唯一の国であり、これにわれわれは学ばねばなりません。ロシア人は四半世紀をかけて、その闘いを通じて、ソ連の条件下でも道義的勝利が可能であることを、獄中であっても人は自由になれることを示しました。これは単純な真実ですが、これを認識することでさえ、今なお英雄的行為なのです。ロシア人の奴隷根性というドグマと偏見はおそらくこの事実により説明されます。この点でロシア人が他の民族と変わるわけではありません。西側で何年も暮らしてみてもわかったのですが、誰にも少しは奴隷的どころが、そして少しは英雄的なところがあります。違いは、西側の人々が20世紀の悪、

チェコの劇作家V・ハーヴェルの『弱者の強さ』も同じ印象を与えてくれたと記憶します。1981年の「連帯」第1回全国大会で採択された「東欧諸民族への訴え」と「少数民族に関する宣言」のもつ重要性を改めて想起します。2つの文書は、倫理的価値が単なる政治的可能性につねに優先すべきことを示しています。われわれの闘いは、自らの法的権利を求めて闘う他の民族の助けとなる場合にのみ、意味を持つのです。最後に、その高潔さと勇気のため、現在生命が危険にさらされているサハロフ夫妻の運命に懸念を表します。

ヴラジーミル・ブコフスキー (1941～)  
ソ連の作家。早くから人権擁護活動に携わり、数度の投獄を経て76年12月、西側に亡命、今日に至る。  
写真提供・サムイズゲート



共産主義を経験していない点にあります。だが闘いはどこでも同じです。このことを認識すれば、単なる道義的勝利以上のものが得られるはずで、私が数年前、運動体の協力の場として「抵抗インターナショナル」を作ったのもこのゆえにでした。今ロシアにはサハロフ夫妻以外に反対派は残されていないという暗いニュースを聞きながらも、私は1977年にパリでA・ミフニクと交した会話を想起します。ミフニクが聞きました。「率直に言って、ソ連に反対派は多数いますか」。「まあ、ある程度」と私はあいまいに答えました。「ポーランドには1人もいません。みんな順応派です」。これは1000万の「連帯」が登場する3年前のことでした。



# 生活を防衛し弾圧に抵抗を——TKK声明

TKK Communiqué, 1985. 3. 5

News Solidarność, No. 43, 1985. 3. 31

## 生活水準の防衛

15分ストを恐れたポーランド政府は、3月1日の食料・エネルギー値上げ計画を延期した。だがストが中止されるや、当初計画をわずかに下回るだけの値上げが断行された。社会が得たものは、若干の値上げ計画の1～3カ月の延期と最低賃金のわずかな引上げだけであった。

値上げ分の完全補償のために平均賃金の月2000ズウォティの引上げが必要である。最低賃金の月250ズウォティ引上げという公約はまったく不十分である。独立自治労組「連帯」は断固たる行動にたたねばならない。

過去数年間の一連の大幅値上げは実質賃上げを伴わなかった。社会は窮乏化し、経済情勢は悪化した。さらなる物質的犠牲がさらなる窮乏をもたらすことは今や明らかである。ゆえに、値上げに伴う月2000ズウォティの実質賃上げの要求はわれわれの権利であり、義務でさえある。これは「連帯」の基本的な要求である。

われわれは、生計費補償の制度、すなわちインフレに対する賃金の自動的補正の必要性を繰り返し強調してきた。1980年8月の協定で合意されたこの制度が、真の経済改革に不可欠である。

経験によれば、賃金補償というわれわれの目標は、最後の手段としてのストライキを含む可能なあらゆる方法を行使する社会的諸集団の全国的、統一的圧力によってのみ実現可能である。そこで、次の行動計画を採用する。

——第1。値上げ第2段階が実施される1985年4月1日、交替時ないし終業時に集会を持とう。

——第2。今年のメーデー・デモの要求項目を完全な賃金補償と政治囚の釈放に集中しよう。

——第3。4月末までに賃金の完全補償が認められない場合、組合は6月の値上げ第3段階実施にあたり適切な形態の全国ストを決意する。

「連帯」各機関および組合員は、具体的指示を

待たずに統一した闘いの組織化に取り組む。まず何よりも生計費補償を要求し、8時間労働日延長のすべての試みに反対せねばならない。労働運動がもつあらゆる行動手段が活用される。

## 激化する弾圧

ポーランド政府は、1984年7月恩赦後の政治環境の改善という約束に反して、政治的、社会的な弾圧政策に転換した。政治囚の数がまた増えている。W・フラシニェク、A・グヴィアズダ、B・リス、そしてA・ミフニクがその例である。

この弾圧政策は、恩赦が国の内外に向けた単なる宣伝だったことを暴露する。それはまた統治の方法が何も変化していないことを証明する。

## 在外調整局に対する攻撃

最近の公式宣伝は、「連帯」在外調整局とその代表J・ミレフスキを外国情報機関の手先、国家転覆活動の担い手とかつてなく激しく攻撃する。

その目的は、「連帯」の在外活動、そしてそれが得た国際的支持と尊敬を中傷することにある。攻撃が西側政治指導者とのJ・ミレフスキの一連の会談直後に始まった事実がこれを証明する。

「連帯」の対外政策は、第1回全国大会の決定に従うものである。J・ミレフスキと在外調整局は暫定調整委員会が承認した対外政策を実施している。この政策に暫定調整委員会は全責任を負う。

1985年3月5日

独立自治労働組合「連帯」暫定調整委員会

B・ボルセヴィチ (グダンスク)

Z・ブヤク (マゾフシェ)

T・イエディナク (シロンスコ・ドンブロフスキ)

M・ムシンスキ (下シロンスク)

マウォボルスカ地方代表

(訳: 水谷 駿)

## 自治についての覚書

J. Kuroń

J. Kuroń, Notatki o samorządzie

Polityka i Odpowiedzialność, 1984. London, pp. 58-60

**【編集部注】** 以下は労働者防衛委員会（KOR）が発足して1年余でめざましい成果をあげ、社会自衛委員会（KSS＝KOR）に再編成されようとしていた時期に、反対派紙「グウォス」第1号（1977年9月）に発表されたJ・クローンの覚書である。ここで著者は、KORの1年間の活動の総括であると同時に、60年代前半の「公開状」から70年代後半以降の路線への立場の変化の背後にある考えを要約的に述べている。

1 多くの新設団地の中庭には、誰かが何やらで描いた、くねくねと曲がった石けり遊びの線はない。そこには理想的な真四角の正方形がペンキで描かれている。それを描いたのは、おそらくはその分野で権限を持つ誰かの計画にしたがってであるが、国営企業に働く人たちののだ。

もちろん、子供たちはその国営石けり場で遊びはしない。いや、べつに私はシステムの欠陥を暴露しようというわけではない。それでは月並みすぎる。見たままを書きとめたにすぎない。しかし私にはこれが国家と自治のかかわり具合を象徴的に表わしているように思える。

私は教育者であり、教育とは、若者たちが大人とともに自覚的に自分たちの世界と自分自身を変えてゆく、自治の要素のとても多い社会的活動であると思っている。20年前、私はそうした活動を始めようと思いたち、すでに自主教育運動を実践している人たちを訪ね歩いて、こうした運動について書き、また、その経験から学ぼうとした。自治運動グループの積極的な意志が国家によって息の根を止められた例ならば1冊の本を書きあげることもできる。教育運動に熱意を持つ人たちの創設した元少年犯たちの協同組合、宗教団体、知識人たちの諸クラブ、学生演劇、等々——これらはみな、前に述べた石けり遊びとまったく同じ結果

を迎えた。国家権力は社会的に貴重な、自主性の発露を後援した——資金を割り当て、責任者と職員を任命し、活動計画を下へおろした。一言でいえば、石けり遊びの線をペンキで描いてくれたおかげで、活動は卒中に見舞われたのだ。活動は存在をやめ、すっかり動きを止めた。

私はだんだんと分かり始めた。すべては、国家権力が遊ぶ石けり場の線を誰が描くかに行き着くのだ。社会がそれを描いているわけではないという事実、これが重要である。わが国の国家は社会からイニシアチブ、情報、決定権を接収することを土台に権力を執行している。自治をめざす社会のイニシアチブはすべて国家独占の侵害となり、それはそのまま権力執行の土台の侵害となる。

60年代のいつだったか、私はまずはじめに政治体制を変えるべきだと悟った、しかしその後、私は社会活動に向かった。労働者防衛委員会KORに関わる自治運動は私に自分が間違っていることを教えた。たしかに、もし自治の運動がイニシアチブや決定権、情報、すべての分野で国家独占を打ち破れば、それは社会の支持を得て、権力の妨害があっても効果的な活動を可能とする。今日ではそうした種類の運動がふえつつあり、そのことが効果的な運動の可能性を大きくしている。さまざまな仕組みの活動が多く生まれれば、それだけ社会の組織化は容易になり、社会の本当の望みに形を与え、その実現をめざす政治的な組織化の可能性も拡がる。したがって、これは段階的な連続的な体制変革の過程である。わが国は、形式的にせよ議会制民主主義の国である。形あるものを現実のものとする、これは可能なのである。

2 刑務所での話題はもっぱら刑務所のことである。周知の通り、まじな刑務所もあればろくでもない刑務所もある。そのどれにもそれぞれ支持者がいる。いや違った、どれにも、ではない。なぜなら、たった1つ、すべての囚人の意見が一致す

る点がある、それは、自治のあるところには生活がないということである。もっともな話だ。刑務所の自治の基礎は、囚人の生死を支配する主人としてある囚人がプロの看守の代役を務めるという点である。時にそれはサディストであったり、よくあるケースとして、元警官とか元UB〔秘密警察〕であったりするが、一般的にはただの追従屋、密告者、威張屋たちである。

わが国で一般的に見うけられるこのような自治の形式には、身分的、あるいは、カースト的ときえ言える一種の哲学が認められる。とりわけ、小・中学校の子供たちの自治がそうで、そこで管理運営権を握るのは、事実上、先生に指名された子供の誰かであり、その子が先生の代わりに汚れ役を引き受ける。それに類似したものとして、労働者の自治会や青年の自治組織、その他、権力がでっ上げようともくろむ組織がある。この理念の創始者はどうやら、ある労働者が仲間の労働者に対する権力をわずかでも得たならば、神秘的な絆のおかげで、たちどころにほかの労働者全員もその権力執行に参加したのだと受けとるものと信じているらしい。

となると、もしかすると反対派は自治の概念を使用しない方がよいのだろうか？ なにしろ自治の概念の凋落ぶりはあまりにひどいからだ。

この言葉は、わが国で国家によって巧妙に正反対の意味にすり変えられるまでは、みずからがみずからを治める、すなわち、企画と管理を実行行為から切り離さないという意味だった。それはちようど、職人や詩人がこれから作ろうとするものを頭に浮かべ、それに物としての形——靴とか詩とか机とか——を与えるのと同じことなのだ。ただ、作り手が集団である場合、それも、数人、数十人、数百人にさえるると、問題ははるかに複雑になる。重要なのは集団で処理すべき問題の方であり、われわれの生活においてはそうした問題がますます多くなっている。

人は誰でも自治を望む——これはまったくの事実である。ヒエラルキーと規律の信奉者たちでさえ、案に相違してしばしば、自分の納まったヒエラルキーの頂上でそう考えている。

協同組合や各種協会、クラブは、したがって、ただ供給確保や、住宅建設、遺跡保存、子供たちの保育のためだけではなく、自治を行う、つまり

主権を持ってみずからの生活を創造するためのものでもある。畑を耕し、手仕事をし、寸暇を措きんで詩やエッセー、回想録の執筆にいそしみ、日曜日には絵を描く——こうした人たちはみな、何よりもまず、自分の生活の中に独立した創造行為をわずかなりとも持ち続けるために行動している。明らかにそれは衣食住と同価値を持つのである。われわれが供給の確保や住宅建設、子供の保育のために集まる時、そこには同時に、少なくとも2つの目的がある。直接的な目的そのものと、独立した創造行為の自覚がそれである。

3 議会制民主主義は自治ではない、その正反対でさえある。市民全体としては、代議制の枠内で、国家の立法活動に影響力を持つが、市民の1人ひとりとは法が執行される領域では国家に従属している。これが議会制民主主義の依って立つ基盤である。したがって、企画と管理は、自治の場合とは異なり、実行行為から切り離されてしまっている。それゆえ、アナルコ＝サンジカリストは、アナルコ＝コオペラチストも同様に、議会制民主主義に反対する。1人ひとりの人間が他の人間たちと自由に関わり、その1人ひとり自身が自分の全生活の創造に主権を持つ社会——これが私の親しんでいる夢であることを隠すつもりはない。こうした状態はいかなる法令によっても導き出されないし、そのような法令は制定不可能である。ただ、段階的な長期間にわたる道程をたどってのみ実現されるのだ。社会は完全な自治のうちに組織することができる——だがそれが可能なのは社会の人々が自分の自由な時間を使って自治の運動を積極的に行う意志を持つ時だけである。一方、議会制民主主義は、市民が自治のイニシアチブをとれば国家の権力執行システムを制限できる、いまのところただひとつ名の通った制度である。自治と自律が行きわたれば、それに応じて国家による命令と禁止を少なくすることができる。

なにはともあれ、われわれが自治の運動の中に議会制民主主義をうち立てようとして望んでいることは事実であり、それはポーランド社会の大きな可能性の芽となる。これからつくりあげようとする共和国には、それをめざす活動の内容が反映されるからである。

〔訳：篠崎誠〕

# 自主運営と「連帯」——自主運営の可能性

ヘンリク・ヴェツ (インタビュー)

Self-management and Solidarity : An Interview with Henryk Wujec, January 1985  
Uncensored Poland News Bulletin No.5/85, 28 Feb. 1985, London

【編集部より】 ヘンリク・ヴェツ (1941～ )は1977年にKORに加わり、独立新聞「ロボトニク」の編集にたずさわり、1979年「労働者の権利章典」の起草者の1人にもなった。「連帯」誕生後はワルシャワ地区顧問として活動した後、地区指導者の1人となり、労働者教育センターの責任者を務めた。戒厳令と同時に拘禁され、いわゆる「KOR・「連帯」裁判」の被告として起訴されたが、1984年7月の恩赦で釈放された。このインタビューは1985年1月に行われ地下紙「週刊マゾフシエ」第113号に載ったもので、聞き手は同紙編集部。自主運営〔自主管理、自治なども訳される〕は1981年の「連帯」全国大会で提示された「連帯」の主要構想で、ポーランドの生産過程の改革をめざすものだった。戒厳令下のヤルゼルスキ政権は自主運営を党や行政当局の影響力が及ぶように制限した形で導入したが、現在「連帯」や社会内部ではこの自主運営の可能性、自主運営機関と「連帯」秘密委員会との関係などをめぐる議論がなされている。なお、自主運営、自治等に関しては本誌第8号～12号、14号～16号も参照されたい。

## 労働者の利益を守る

問 あなたは、「連帯」はなによりも第一に労働組合であるべきだとの信念の持ち主として知られていますね。

ヴェツ それは少し言いすぎだね。僕が言いたいのは、「「連帯」は労働組合でもあるということだ。僕の状況把握はまだ完全ではないんだが、現在の「連帯」の最大の関心事は生き延びることにあるという気がする——組織構造の維持、情報紙や書物の出版・配布、「連帯」の存在を示す記念日の行動などの組織。どうしたわけか、企業内の労働組合としての可能性を求めて活動しようとする「連帯」構造にはまだ出会っていない。

問 なぜでしょう。

ヴェツ 戒厳令のためだったと思う。戒厳令下では、組合細胞をつくり、デモを組織し、地下紙を発行して組合存続のために戦わねばならなかった。それは多大の努力を要した。だが今はその仕事は成し遂げられた。

問 われわれは新たな段階に到達したとお考えな

のですね。

ヴェツ そうだ。戒厳令期間は終わった。形式的にだけでなく、ある程度は実質的にも終わったんだ。法律は1981年12月以前に比べてずっと厳しくなったが、「ポーランドはまだ被占領国だ」と言うことはできない。比較的ノーマルな生活を送ることも可能だ——わが国が共産圏に属すことを考えればね。組合を守るだけでなく少し他のこともすべきだと思う。「連帯」はこれまで自己を守ってきた、これからは、働く人々を守るために何らかのイニシアティブを取る時だ。すべての企業でとはいわないが、かなりの企業で「連帯」組合員数の減少がみられる。地下出版物の需要も減ってきた。おそらくその理由は、「連帯」や地下紙が過去に生きている一方で人々は進んでしまったからだろう。人々にとって、戦いはすでに終わったんだ。

問 純粋な労働組合の任務が求められているということですね。

ヴェツ そしてわれわれがその任務を行わねばならない。従業員利益を守る者は他にいないのだから。

問 でもどうやって？



ヘンリック・ウエツ

ウエツ ふたつの行動様式を考えている。ひとつは「連帯」の工場秘密委員会の活動だ。これは困難なやり方が捨て去ることはできない。もうひとつは自主運営評議会で、僕の考えではこの方が現在の状況により適している。自主運営評議会は合法的に活動できるし、多くの人々を引きつける。工場秘密委員会ではそうはいかない。そもそもそれらは秘密組織で、少人数のグループが水面下で活動しており、実際のところ外からは見えない。一方、真の自主運営評議会が創設されて合法的枠内の活動を始めれば、その活動は最初から労働者みんなの関心を引く。その上、自主運営は合法活動だから弾圧を恐れる人々にとっても近付きやすい選択肢だ。また、自主運営は——「連帯」合法活動期の自主運営法に従って——民主主義的方法で機能するという点も重要だ。自主運営の力はいくつかの法律により制限されていて、その法律は危機の時代が終わるまでなくなるとされているが、それでもかなりの力が残されている。とくに生産計画の採択、利益分配、社会保障や住宅の割り当て、褒賞や休日の分配といった問題に関してね。労働者の評議会は、工場内の極めて多くの重要な決定に影響を及ぼせる立場にある。

問 そうした点すべてには非常に議論の余地がありますね。まず、激しい衝突が起きた時は工場秘密委員会の方が自主運営評議会より有効な働きができる——労働者の強力な抗議行動を組織できるでしょう。そういう例はこれまで、工場当局による土曜休日撤廃をはじめ数多くありました。もう

ひとつには、自主運営評議会の一員になることで道徳的に墮落することがないかどうかははっきりしません。評議会は現実の権力とさまざまな協定を結ぶことが必要になってくるのですから。

ウエツ 理想的には、良い自主運営評議会と、必要な際に断固とした抗議行動を組織するための工場秘密委員会の両方が企業内にあるべきなんだ。実際、自主運営評議会に加わっている「連帯」活動家たちはそう考えている。彼らはこう言っている——「われわれは工場当局と交渉し取引しなければならない。しかし、われわれには工場秘密委員会も必要だ。労働者評議会が『連帯』の理念に従い、方向感覚を失わないために」。

問 つまり、自主運営評議会は労働者の利益を擁護する一種の労働組合だとお考えなのですね。

ウエツ いやそれは違う。自主運営評議会は、すべての従業員を代表する唯一の機関として従業員の利益を追求せねばならないが、一方では工場の主人の役も果たさねばならない。そうでないと、じきに存在に正当性がないと言われてしまう。評議会は労働の組織化や工場全体の業績に気を配らなければならない、ただしそれが労働者の利益にもなるという理由があればだが。当然のことながら、自主運営評議会は、われわれが1981年〔戒厳令前〕に期待した機能すべてを果たしているわけではない。主要な経済決定には影響を及ぼせないし、何を生産すべきかの決定も下せない——そうしたことは中央の権力が決めるからだ。だが、個々の工場レベルでは労働者評議会は色々なことができるし、僕が会って話した自主運営活動家は全員、この活動をやめたくないと言っていた。

### 自主運営には意味がある

問 しかし経済が依然として壊滅状態にある中でそういうことすべてに意味があるのでしょうか。

ウエツ あるさ。自主運営評議会メンバーに選出された人たちは経験豊富だし、自分たちの工場のことをよく知っているから、明らかな悪弊を取り除く手伝いができる。われわれの力の及ばないマクロ経済レベルの決定にはさわることなしにね。個々の工場レベルでは意味のあることだよ。

問 しかし経済全体が〔中央の〕統制下にあるという観点からすれば、自主運営評議会によって達

成される成果はとるにたらぬものでしょう。何らかの建設的な行動をとりたいと望む人たちは、実際のところ、だまされて一種の「みせかけ」の行為に参加させられている……。

ヴェツ 同意しかねるね。自主運営には、もっと広い局面がある。労働者評議会は、各工場内の行動できる範囲がどれくらいのものかテストする機会を与えてくれる。多くの自主運営評議会が、自分たちのやっていることを重要だと考えている。彼らの仕事は、ある意味で将来のための土台づくりなんだ。

問 ワルシャワ地区にそういう評議会はいくつあるんですか。

ヴェツ 自主運営評議会を選出できる工場はワルシャワに500ある。そのうちおそらく10%には本物の評議会がある。僕が個人的に知っているだけで約20は名前を挙げられる。ワルシャワ3大工場でいえば、ウルスス・トラクター工場には自主運営評議会がないが、FSO〔乗用車工場〕とワルシャワ製鉄所には本物の労働者評議会がある。ある小さな研究所で、——まるで「連帯」全盛期のように——評議会が所長はじめすべてをコントロールしている例も知っている。むしろ、解散させられてしまう可能性があるから、いくらかは行動を穏健にしなければならない。

問 しかし、評議会に課された現実の制約から考えて、評議会は過度の責任を負わせられることになるとの議論が出ませんか。

ヴェツ 賢明な自主運営評議会は、自分たちの制御のきかないことについては決して責任を引き受けたりしない。典型的な状況は次の例のようなものだ。工場長が「わが工場の自主運営評議会から数名、労働組合〔官製〕から数名、党員数名、青年組織の活動家数名を集めて共同組織を作り、そこですべての決定を行うことにしよう」と言う。言うまでもなく労働者評議会はこのでの共同責任提案を受け入れてはならない。良い評議会は、他に従属させられないように自らを守るものだ。ある時点では「ノー」と言わねばならない。しかし時には、大多数の労働者の不評を買うような決断にもふみきらねばならない。その場合でも評議会メンバーはつねに自主運営運動と「連帯」の戦略的目標を意識していることが必要だ。われわれは「連帯」の打ちだした「自治共和国」の綱領を忘れてはいない。

#### 協力と行動

問 各々の評議会が互いに結びついて、より大きな連合体を作ることは可能でしょうか。

ヴェツ 自主運営法では連合が許されているが、実際は当局が評議会の権利を侵害してそうした動きを阻止している。内密になら同一工場内の自主運営評議会連合を作るのは可能だろうし、相互協定を結ぶこともできる。現時点での地域的連合は、法案上は合法的と認められているにもかかわらず



らず、非公式の性格しか持ちえない。だから評議会  
はむしろ、ひそかな協力の方を選んでい

問 そうやって互いに協力している評議会が何か  
具体的な成果を挙げられるとお考えですか。たと  
えば、それらの評議会は労働者のために物価上昇  
手当をからとったり、社会保障基金の分配法を変  
えたりできますか。

ヴェツ できる。僕は一種の自主運営統一戦線を  
考えているんだ。たとえば、いくつかの大工場で、  
労働者評議会が公式に、公然たる論議の対象にす  
べく行動プログラムを提示する。その提案を地下  
紙や経済関係記事を扱う公式紙に載せて広めるの  
は知識人やジャーナリストの役目だ。その結果、  
プログラムはポーランド全土に知れ渡り、他の評  
議会からの支援が可能になる。

問 労働者自主運営評議会はポーランドではあま  
り良い伝統を持っていません。過去において、労  
働者評議会の影響力を確保しようとした試みはど  
れも失敗しましたね。

ヴェツ それらの場合は、広範な社会運動の支え  
がなかった。いま、本物の自主運営評議会には「連  
帯」の支えがある。

問 現在労働者評議会が直面している最大の危険  
は何ですか。

ヴェツ きわめて明白なことに、自主運営評議会  
がもし労働者の利益を代表しようとするれば、官製  
新労組や党組織と衝突せざるをえない。必然的に  
当局側からは自主運営法改訂への圧力が出てきて  
いる——自主運営評議会の権限を減らしたり、評

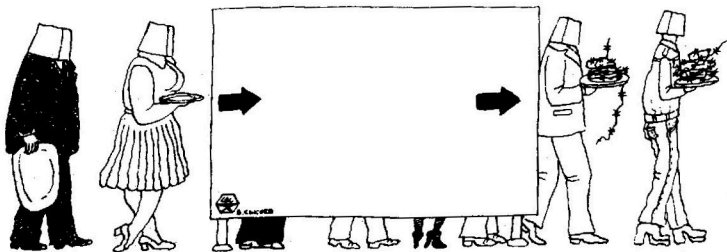
議会に対する党の影響力を確保しようというのだ。  
当局がこの路線にそって事を進めるのか、それと  
も最近の動向が示しているように、労組法改訂(自  
主運営評議会を犠牲にして新労組により多くの力  
を与える)の道を選ぶのかは判断しかねる。いず  
れにせよそうした動きに対してわれわれは、公然  
と拒否の声をあげ、抗議行動の基盤を準備するこ  
とで自らを守らなければならない。また、たとえ  
自主運営評議会が敗れたとしても、それは単にひ  
とつの戦場で敗北するだけのことだ。この点は非  
常に重要だ。

評議会が最も深刻な危険にさらされるのは、評  
議会が民主主義的には機能できないような形に自  
主運営法が改正されてしまった場合だと思う。そ  
うなったらすべてを放棄しなければならない。そ  
れでも、われわれの現在の働きから生まれる成果  
は、そう簡単には共産主義者たちによって逆戻り  
させられはしないだろう。自主運営評議会が提供  
する行動のチャンスをむだにしてしまったら、わ  
れわれはそれを誰のせいにもすることもできない、  
悪いのはわれわれ自身なんだ。

問 あなたの言われたことはすべて、おそらく、  
現実的でしょうが、しかし格別励ましになる言葉  
ではない……。

ヴェツ 励ましになるのは、結果をもたらす行動  
なんだよ。

[訳：高橋初子]



# ウクライナ人との対話——『KOS』編集部

The polish=Ukrainian Dialogue

Voice of Solidarity, No.101, 1985.1.15

**【編集部注】**有力な地下紙のひとつ『KOS』（地下抵抗組織KOS〔社会防衛委員会〕の機関紙。「つぐみ」の意もある）は、西ヨーロッパの反核平和運動との連帯の追求と同時に、ソ連・東欧諸民族との対話にも力を入れている。以下に紹介するのは、同紙代表が西側で発行されている亡命ウクライナ組織の新聞、『プロローグ』紙の代表に行ったインタビューの一部である（“KOS”, No.62, 22 October 1984）。

**Q** ウクライナ人とポーランド人は長い敵意と憎悪の歴史を持っている。この憎悪は若い世代にどのくらい引き継がれているか？ 彼らのポーランドとポーランド人に対する態度は？

**A** 西側にいるウクライナ人とれば、その憎悪は若い世代には引き継がれていないと確信をもって言える。……具体例をあげよう。「連帯」が登場した時、アメリカやカナダ、西ヨーロッパ諸国の若いウクライナ人の多くが「連帯」支持運動に積極的に参加した。戒厳令が施行された時、彼らは救国軍事評議会に反対してデモを行い、ポーランド人の救援活動を組織した。皆が「連帯」を支持すべきだと感じ、そこにためらいはなかった。今も同じ意見だ。いつか歴史家がポーランド＝ウクライナ関係のこの章を研究し、相互理解の新しい時代の始まりと位置付けることだろう。

## 歴史的知識の欠落

しかし、共通の問題を真剣に討論する上で最大の障害のひとつとなっているのは、ポーランド人のウクライナに関する（そして逆の）歴史的知識の欠落である。だが実は、これはポーランド人の責任でもウクライナ人の責任でもない。普通のポーランド人が検閲されていないウクライナの歴史書を読むことができるだろうか？ 公式出版所がそんな本を出すわけがないし、ソ連の出版所が無検閲のポーランド史を出版することもありえない。このために昔の神話が「真の歴史」としていつまでも伝えられ、知的孤立と感情的憎悪が今も続いている。こんなことはクレムリンの役に立つだけ

だ。

ポーランド人を知ってほしいのは、国境の東側に住んでいるのはロシア人やアジア人ではなく、ウクライナ人や白ロシア人、リトアニア人だという事実である。ポーランドで進行している事態とその東隣りの状況を比較してみれば、その違いはまさに昼と夜のようなものだ。それは比較にもならない。ポーランド人は自分の知的生活をはるかによく自らの支配下に置いている——ポーランドでは子供は母国語を話す。この言葉がたとえばロシア語より劣るとか原始的だとかと教える者は誰もいない。彼らはポーランド人であることに誇りを持つよう教わる。「私は誰、小さなポーランド人」という歌のウクライナ版は叛逆とみなされよう。ウクライナでは、ロシア帝国主義——ツァーなのであれ、ソ連のであれ——と戦う者は裏切者だと頭にたたき込まれる。ウクライナの「文化」はロシア文化である。

違いといえば、学校の十字架をめぐる最近の争いはわれわれには信じられなかった。普通のウクライナ人にとっては想像もつかないことだ——十字架を着けようものならただちにいやがらせ的となり、パチカンやC I A、ユダヤ人の手先と疑われてしまう。

「連帯」に対する対応はさまざまだった。西部ウクライナでは普通の市民が公然と支持の意志表示をした。ポーランドのラジオで現実は何が進行しているか知ることができたから。ある者は、遅かれ早かれ党ないしソ連がのど元を押さえると考えて懐疑的だった。圧倒的多数は静観の態度をとった。実際、テルノボルやリヴォフ、キエフ、ハ



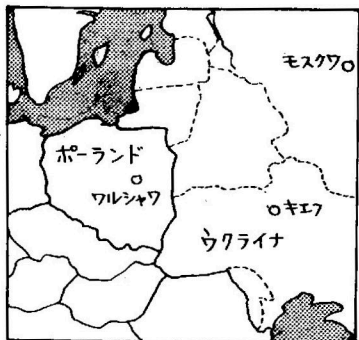
リコフなどの大都市で「連帯」支持の何らかの現れがあったのは実に驚くべきことだ。……ソ連がウクライナで大々的な反「連帯」キャンペーンを繰り上げたことを考えてみればよい。彼らは非常にショッキングな論文を発表して反ポーランド感情をよみがえらそうとさえしたのだ。

### 民族的文化の破壊

Q 第2次大戦後、ポーランドではウクライナ文化が大規模に破壊され、ウクライナではポーランド文化が破壊された。両国のそれぞれの少数民族に対し正義を保証するために、何がなしえ、何がなされるべきだろうか？

A ポーランドのウクライナ人とウクライナのポーランド人はそれぞれ、いずれの側も完全には統制できない極端に野蛮な一連の事情のスケープゴートとされることが非常に多い。ポーランドにおけるウクライナ人の状況をごく簡単に検討してみよう。彼らの民族的教会——東方婦一教会——はポーランドのカトリック教会の支持を受けていない。これはウクライナ人社会にとって最も痛苦に満ちた問題となっている。数えきれないほど多数の請願がなされ、教会ヒエラルヒーと何度となく議論が繰り返されたが、今にいたるまで高位聖職者の圧倒的多数がこの宗教組織の存在を承認することを拒否している。(……)それに、ポーランドのウクライナ人組織(たとえばウクライナ人社会文化協会)が、リトアニア人やユダヤ人などの組織もそうだが、内務省の管轄下に置かれているという事実を、普通のポーランド人は知っているだろうか。20世紀の世界に生きているというのに、いったいどんな理由で少数民族の問題が治安警察の監督下に置かれなければならないのか？そしてウクライナ人のクリスマス・イブの日、ご承知のとおりこれはいつも1月7日に祝われるのだが、この日ポーランド・テレビが「カレン特務曹長」といったきわめて不快な映画〔戦後新国境策定後のポーランド人とウクライナ人の間の敵対関係を描いた悪名高い映画。ポーランドの村々を徹底的に略奪するウクライナ人が、悪意に満ち満ちた角度から描かれる〕をよく放映するのは、いったい単なる偶然だろうか？

もうひとつの、われわれが絶対に忘れてはならないきわめて重要な問題は、ピエシチャディ地方



における歴史的なウクライナ人教会の故意による破壊である。教会は閉鎖され、イコンが略奪され、聖壁画が破壊されている。歴史的遺跡が跡かたもなく壊されているのだ。これは、この地方から非ポーランド文化のすべての痕跡を消し去ろうとする試みである。(……)1981年にポーランド政府がウクライナ人協会の会長にポーランド＝ソ連友好賞を授与したのはなぜか？ポーランドのウクライナ人は第5列〔国内にある敵国の手先〕であり、ソ連帝国主義の手先であることをポーランド人に示すためだ。ポーランドにいるウクライナ人の圧倒的多数はソ連政府に対しおおよそ何の共感も持っていないにもかかわらず。

### 両民族の連帯のために

Q ポーランド人とウクライナ人が手をつなぐための条件は何だろうか？

A さきに述べたとおり、われわれ相互間の率直かつ誠実な討論が必要である。たしかに、それは時にきわめて感情的なものになるだろうし、筋道を立てて進めるのは困難かもしれない。だが、時がたつにつれ、積極的な成果が両民族の集団的意識の中に根付きはじめるだろう。(……)いずれの側も、相互の憎悪と疑念は長期的にはこの対話を損ない、ただクレムリンと、ワルシャワおよびロキエフ〔ウクライナの首都〕のその手先を利するだけであることを知らねばならない。この単純な事実がどうしてかわれわれ両人民の意識から抜け落ちていくように思われる。

〔訳：水谷 駿〕

## 1956年 —— 民衆蜂起と国際政治 ——

伊 東 孝 之

1956— mass uprising and international politics

一国の革命は国際政治の真空の中では起きない。フランスやロシアのような大国ならばある程度国際情勢を無視して世直しに専念できよう。しかし、そのフランス、ロシアの革命ですらけっきょく自らの存続を賭けて外国勢力と関わりを持たざるを得なかったのである。いわんやポーランドのような小国はつねに国際政治の動向に敏感たらざるを得ない。ここで難しい問題に突きあたる。革命はすぐれて国内的要因から生ずる。はたして蜂起した民衆が外国政府の動きを睨んで行動方針を決定するだけの余裕があるだろうか。

最近イギリスの歴史ジャーナリスト、デーヴィッド・アーヴィングによる1956年のハンガリー事件の研究『蜂起だ！』（ロンドン 1981、628頁）を読んで、つくづくスターリン主義時代に蓄積された民衆の為政者に対する憎悪のものすごさ、復讐の狂妄に至る力学の抗い難さを感じさせられた。しかし、それにつけても湧いてくるのは何故ポーランドでは同じ頃ボズナン暴動から「十月の春」まで似たような事態の発展がありながら、流血の惨事、暴動の全国的波及、ソ連軍の介入、全国民的抵抗、国土の荒廃、亡命者の続出、首謀者の処刑といった悲劇が避けられたのだろうか、という疑問である。

ポーランド人がとくに分別に富んでいたわけではない。6月28日のボズナン暴動は4ヵ月後のブダペストの暴動に劣らず血なま臭い事件であった。暴徒と治安部隊との衝突で政府発表によってさえも死者54名、負傷者300名が出た。事件はたまたま国際見本市に招かれていた外国人特派員によって詳細に報道された。しかし、暴動は他の都市に波及しなかった。とりわけ首都ワルシャワは動かなかった。

ハンガリーとの違いはまずスターリン主義時代にそれほど権力の乱用がなかったことだろう。革命政権は国民の負託というよりも歴史の負託を受

けて行動していると信ずる一種の確信犯であって、暴力行使にしばしば歯止めがなくなる。ハンガリーのラーコシ政権はその好例といえよう。反対派や異端者を弾圧するためにラーコシ政権が行った逮捕、拷問、投獄、強制労働、国内僻地やソ連内奥への流刑、はては死刑に至るまでの迫害の規模は、おそらく30年代のソ連を除いて前例を見ないものではなからうか。ビエルト時代のポーランドにももちろん権力の乱用はあったが、ハンガリーと比べればずっと穏やかであった。

ポーランドの共産党政権は確信犯であるにはあまりに自らの支配の正統性に確信を欠いていた。それは今日公式史観も認める如く、ソ連の銃剣によって移入された少数派政権であった。そもそもポーランドは為政者が被治者に「甘い」国柄であって、そういう国で基盤のない政権が強権支配を断行することはできなかったのである。こうしてポーランドでは1956年のドラマは政権とこれを憎悪する民衆の間というよりも、政権内部の守旧派と改革派の間の争いとして展開することになった。

ボズナン暴動以降、運動のイニシアティブをとったのは労働者というよりも首都の党知識人であった。この点1970年以降の発展とは大いに異なっている。改革派知識人の拠点をなしたのは、たとえば党青年組織の機関誌『ポ・プロストウ（直言）』であった。彼らの良心はソ連共産党20回大会（1956年2月）でのスターリン批判、とりわけ戦前党幹部のソ連官憲による処刑事件（1937～38年）の真相発表によって大いに揺がされた。しかし、知識人の反乱は労働者の反乱よりは当局にとって扱いやすい対象であったといえよう。

政権の側にもいち早く改革を志向するグループが生まれた。ソ連共産党大会直後にモスクワで客死したビエルトの跡を継いで党第一書記に選ばれたオハバは、フルシチョフから「筋金入りのポリシェヴィキ」と頼もしがられたが、意外に柔軟な

姿勢をとり、つぎつぎと新政策を打ち出して、ゴムウカの政權復帰への道を開いた。ハンガリーで党指導部が最後まで守旧派の手中にあり、ナジを中心とする改革派が排除されたままであったのと対照的である。暴動が起きるとポーランドの指導者は自分の判断と責任で事態に対処しようとした。これに対してハンガリーの指導者はソ連軍を呼び入れることしか念頭になかった。彼らは相も変らずソ連に作って貰った人工的環境のなかで社会主義の実験を続けるつもりでいたのである。これに比べてポーランドの指導者はそれなりに政治家的資質を身につけていたといえよう。

\* \* \*

両事件の展開に影響を及ぼしたもう1つの要素は、国際情勢についての民衆のパーセプションである。ソ連は事件の前年に思いがけなくオーストリアの中立を認める条件に調印し、駐留軍を引揚げた。そう遠くない過去に1つの国家であった隣国からソ連軍が引揚げたというニュースは、ハンガリーの民衆に漠然とした期待を抱かせた。アーヴィングが伝えるところによれば、ハンガリー人の中には当時国境の彼方に北大西洋軍、とくに西独軍が大挙して押し寄せていて介入の機会をいまかいまかと窺っているという幻想が広まっており、徒歩で命からがらオーストリアに逃げてきた人々はそこに全くの軍事的無風地帯を見出して唖然としたということである。

ポーランドの民衆はこうした期待をもてなかった。すぐ西隣の東独には40万のソ連軍が盤居していて、一向に引揚げる気配がなかった。たとえ引揚げたとしても、ポーランド人には西独軍がポーランド人を助けにやってくるとはとても信じられなかったに違いない。ポーランドは戦後ドイツから10万平方キロの領土を奪っており、西独軍がやってくるとすれば、その領土を取り戻すためだとしか考えられなかったからである。

ゴムウカは民衆のこの感情を巧みに利用した。ゴムウカはこのときはじめて共産党の指導的役割（＝独裁）を正当化するのに国家理性という言葉を使っている。ポーランドの領土保全是ソ連との軍事同盟にかかり、ソ連が信頼をおいている唯一のポーランド内の勢力は共産党なのだから、ポーランド人はたとえ共産党が好きでなくとも国家理

性の立場からこれを支持しなければならない、というわけである。この訴えはとりわけ知識人に対して効き目があった。蜂起した大衆はエモーションの虜となり、国家理性の計算などすることはないだろう。おそらくハンガリーの悲劇の一因はここにあった。

国際的要因といえば、両事件自体の相互的影響関係も見逃せない。ポズナン暴動はハンガリーの民衆を大いに勇気づけた。さらに10月21日のゴムウカの劇的な政權復帰は2日後のブダペストにおける民衆蜂起の直接の導火線となった。しかし、その後のハンガリー事件の展開、内乱とソ連軍の介入はポーランド人を勇気づけるものではけっしてなかった。ポーランド人はむしろハンガリーにおける事態の発展を見て慎重論一本に固まったのである。

おそらくこれはソ連の政策決定者の狙いでもあったのだろう。ソ連がポーランドへの軍事介入も考慮していたことは疑いない。しかし、ハンガリーの3倍の人口をもち、長い民族蜂起の伝統を誇るこの国への介入はできれば避けたかった。そこでブダペストで挑発されたのを奇貨としてこれにドラスティックに介入し、ポーランドへの見せしめとする方を選んだのである。介入せずに事態を掌握する政策の代償はゴムウカ政權の容認である。多少のイデオロギー的不安は残るにせよ、国民の支持を得ていて、しかもソ連との同盟関係と共産党の支配を揺がす気のないこの政權を支持するのが、ソ連にとって一番安上がりだったのである。

こうしてポーランドは国民的悲劇を免れ、しかも一定の自由をから得ることができた。しかし、その教訓がはたして本当に仕合わせな選択であったかどうかは歴史の判断をまつ以外にない。ハンガリーでは国民が多くの犠牲を払ったが、その代り統治者としての共産党の信用が全く地に落ち、ソ連軍の戦車に乗ってブダペストに戻ったカーダールは文字通り政治的ゼロから出発しなければならなかった。それがある程度今日のハンガリーの自由と繁栄の基礎を作っているのである。これに対して中途半端な解決で満足したポーランド人はその後何度も反動を経験し、今日再び隷従と貧困の中で生きている。しかし、歴史は終りのない物語であって、まだ誰も最後の言葉を語ることはできない。

# 新語法の手引き

## 支配者用語の基礎知識 最終回

Łopatologiczny słownik nowomowy

Hebdomadaire de Paris No.12(79) 1984.9.15

**非実在者(物)** ジョージ・オーウェルにより作られた概念。アバラートあるいは中央によって歴史から消され忘れられるように決定された組織、思想、固有名詞。原則との整合性を持つ人々は非実在者のことを聞かれても「『連帯』? それ何ですか。聞いたこともない。たぶん『アジア・アフリカとの連帯』のことでしょう」と答えねばならない。

**ブラウダ** → 真実

**プロレタリア国際主義** マルクス・レーニン主義の公的ドクトリン。あらゆる民族の利益はソ連の利益に準ずるということ。

**平和** ロシア語の「ミール」を最初に翻訳した者の不勉強から来る概念〔ロシア語「ミール」には「平和」と「世界」の両義がある〕。その意味は 1. 全宇宙 2. 世界 3. 合意 4. 平穏 5. 平和 6. 村落自治体〔古語〕。

**弁証法** 周囲のものごとの解釈法。また具体的な行動法と概念を作り出すこと。マルクス＝レーニン主義信奉者たちにより用いられる。弁証法は異端者たちが使う論理学にとってかわるものである。弁証法の練習問題としては、ジョージ・オーウェルの白黒色(同時に白でありかつ黒である色)がある。白黒色は論理的には存在不可能だが、弁証法的には何ら不思議なものではない。弁証法概念の古典的例としては、民主集中制、人民の権力、共産主義政権内の階級闘争がある。最近の例はポーランドにおける外国資本との合弁会社で、外国の資本家がポーランドの労働力を搾取するわけだが、生産手段の共有者であり搾取のない労働をしている国营企業労働者に比べ2～5倍の給料が支払われる。弁証法的にこのことは何も矛盾がない。

**保安局** **СБ**、**ZOMO**を指導する秘密警察。国民的合意の方向づけをしている。KGBの出先機関で、中央からの直接の指示によって動く。

**訪問およびその雰囲気** 少数派であるアバラチ

キは人民民主主義国において離散しているゆえに各国の社会から疎外されている。そのため互いに訪問することを大きな楽しみとしている。訪問についての新語法は非常に豊富である。人民民主主義諸国には以下のような種類の訪問がある。国内では経済的訪問、突然の訪問。国際的(人民民主主義国相互、ソ連と人民民主主義国間)には友好的訪問、友好的実務的訪問、公式友好訪問。

1 経済的訪問…第一書記、首相、将軍が部下を連れて地方のアバラチキを訪問すること。地方のアバラチキは1週間前に町全体の壁をぬりかえたり道路を舗装したりし、また貴賓を迎える細かいシナリオを作る。この訪問において最重要視されるのは、アクチブの自然発生的支持、さらなる発展についての報告、工場従業員の名における生産向上への誓いである。これらはマスメディアにより公表される。

2 突然の訪問…経済的訪問と鬼ごっこをまぜあわせたもの。2日前に上層部は3ヵ所の地域を訪問する可能性があることを伝え、うち1ヵ所が実際に訪問される。

3 友好的訪問…少なくとも大臣クラスの人間が中央から人民民主主義国に送られ、代理人によってもてなされる。この訪問の基本的要素は、その前の訪問で与えられた指示と、総督を通して与えられた指示とが実行されているか視察することであり、また新たな指示を与えることである。新たな指示は次の訪問までに実行されねばならない。公式友好訪問と比べ、この訪問は予告されることかほとんどなく、干渉的性格を持っている。友好的訪問は、コメコンや兌換ルーブルと同列の、プロレタリア国際主義と統合への重要な道具である。

4 友好的実務的訪問…代理人が釈明のためモスクワあるいはクリミア半島に呼ばれること。

5 公式友好訪問…(最近は稀)①ソ連書記長の人民民主主義国への荘厳な旅。たいてい新たな見

弟的協力段階がその時から始まる。この訪問は代理人およびそのグループに対する最大級の祝福とみなされる。②人民民主主義国の代理人の中央への荘厳な巡礼。この巡礼許可は中央による代理人への祝福であると思なされるが、①のケースより一段階下。

訪問の雰囲気…(人民民主主義諸国および中央の間)あらゆる訪問は以下のような雰囲気をともなう。1. 誠実で友好的 2. 友好的 3. 誠実と理解の 4. 誠実で党的 5. 党的。ただし公式友好訪問の雰囲気は新語法をもってしても表現できない。

1 誠実で友好的な雰囲気…中央の代表団の団長が以前与えた指示が実行されたことに満足を表明し、代理人が総督から言われた通りに返事をする。90%以上の訪問はこの雰囲気である。

2 友好的雰囲気…上とほぼ同じだが、突発的な何か起きてシナリオ通り行かなかった時のこと。

3 誠実と理解の雰囲気…代理人が率直に、前回訪問時の指示が実行できなかったことを表明し、かつ新たな指示の実行に疑問を呈示したが、最終的にはプロレタリア国際主義の崇高な目的に理解を示した場合。

4 誠実で党的な雰囲気…代理人が大きな不手際の釈明をし、中央の団長が妥協に応じなければならなくなった場合生じる。非常に稀。中央が兄弟的協力を深めようとしすぎる時と、代理人が自己過信している時に起きる。

5 党的雰囲気…ほとんどない。代理人が修正主義、右翼的民族主義その他の異端思想の影響により兄弟的協力を拒否した場合の雰囲気。この訪問は完全な統一の見解が得られぬままスキャンダルとして終わる。こうした場合、中央は最終的な兄弟的援助を行うと脅し、同時に調和と秩序を保証する新たな代理人の人選をする。

マスメディア ZOMOの次に重要な権力維持の道具。心理的兵器。ヘルシンキ条約により糾弾された。この兵器に対抗するためには、①多くの人と会って話す ②他のニュース源〔西側放送など〕を持つ ③論理学、心理学、歴史の基本的教養を持つ ④テレビを捨てる、などの手段がある。まよえる、まどわされた 社会、過激派を参照。マルクス＝レーニン主義 ソ連および人民民主主義諸国の国教。

世界各地の宗教の混成物。ギリシャ正教と中世キリスト教からの影響…①「我のほか何者をも神となすべからず」(十戒の第一。他の九戒は無視されている) ②「聖書」崇拜、つまりマルクス、エンゲルス、レーニンの著作物への崇拜 ③中央無謬の教義 ④ソ連と人民民主主義諸国の無原罪の出生の教義 ⑤殉教者崇拜 ⑥異端排斥、魔女狩り ⑦イコンと旗をかかげた行進、⑧未開地への布教団の派遣 ⑨奇跡信仰 ⑩神学の開花。

イスラム教からの影響…①マルクス＝レーニン主義成就のための聖戦という教義 ②東方礼拝 ③豚肉が食べられない〔豚肉は東では品不足であり店に並ばない〕

古代エジプトからの影響…神官の官僚および無知な民衆に対する絶対的権力

耳に快い情報 アバラートの耳にとって快い情報。マスメディアにより広められる。耳に快くない情報とは、現在の党綱領に不利があるいはマルクス＝レーニン主義やアバラチキ、ZOMO、S B、アクチブおよび進歩的なものを批判する情報。耳に快い情報はたいてい真なる情報で、快くないのはにせの情報である。耳に快くない情報を認めざるをえなくなった場合、弁証法によりその問題に関するマルクス＝レーニン主義の優位性を立証するための複雑なコメントがつく。

民族主義者 ポーランド人民共和国においては社会の一員でない愛国主義者。他の国では反動的愛国主義者。

無政府状態 →アナーキー

連帯 →アジア・アフリカ・中南米諸国民との連帯

労働者アクチブ →アクチブ

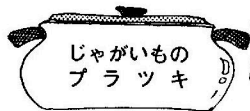




作ってみませんか

# ポーランド料理

工藤久代さんに聞く



KUCH  
VIA  
POL  
SKA

ポーランドの食事とじゃがいもは切っても切れない関係にあります。今回はそのじゃがいもを使った料理「じゃがいものプラツキ placki ziemniaczane」です。工藤久代さんにとって、「30年くらい前、滞日中のポーランド人の方に教わった、なつかしい初めてのポーランド料理」でもあります。

## 材 料

じゃがいも（皮をむいた状態で） 400g  
たまねぎのすりおろし 大きじ1  
とき卵 4分の1個  
小麦粉 大きじ1

## 作り方

- ① ジャがいもは皮をむいたらしばらく水にさらし、目の粗いおろしがねですりおろす。手ばやくすること。そこへたまねぎのすりおろしとき卵、小麦粉を加えて混ぜる。
- ② サラダ油大きじ2〜3をフライパンに熱し、そこへ①の半量を入れてならし、中火でフタをして1分弱焼く。下側にこげめがついたくらいの時に、へらでひっくり返す。じゃがいもがこげついで、ホットケーキのようにうまくひっくり返らないときは、火を弱め、こげつきをへらではがしながら何度か適当に裏返して、全体に火が通ってすきとおった感じになるまで焼く。
- ③ フライパンをきれいにし、残りの半量も同様に焼く。
- ④ 皿にとり、必要なら切り分けるなりして、塩をつけながらいただく。ガーリックソルトがあれば、その方が美味しい。

\* \* \*

プラツキには辞書でみるとパンケーキの訳語があてられていますが、この料理はパンケーキという語感とは違ったものになります。形もしっかりまとまるわけではなく、ちょっと半づきのおもちに似た舌ざわりの、べたつとした……。でもじゃがいもそのものの味わいがあり、とくにおこげが美味しいんですよ。レマルクの「西部戦線異常なし」

（秦豊吉・訳）に「じゃがいものパンケーキ」、クルチコフスキの戯曲「自由の最初の日」（中本信幸・訳）に「じゃがいものホットケーキ」として出てくるのは、このプラツキです。

初めて教えて下さったポーランドの方が、「ポーランドのいちばん原始的なお料理」とおっしゃっていたんですが、本来は農村の料理で、卵とか小麦粉は入れず、じゃがいもとたまねぎだけ、好みでにんにくのすりおろしを入れて焼くものだそうです。

私がポーランドにいた頃——10年以上前ですが——、ワルシャワに1軒だけ、道端のテラスでじゃがいものプラツキを焼きながら売っているレストランがありました。マルシャウコフスカ通りの「上海飯店」の隣の店でしたが、そのプラツキは卵・牛乳・小麦粉をまぜた、もう少しふわふわとしたもので、お砂糖をかけて食べていました。今でもやっているでしょうか。

砂糖をまぶすのはおすすめしませんが、ポーランドの料理の本にはニシンのサラダオイルづけとか、きのこのソース、サラダなどととりあわせるとよいと書いてあります。酒のさかんに、夜食に、また鉄板焼きの一品に加えてもよいと思います。

テフロン加工のフライパンやホットプレートをお持ちの方は、それを使って下さい。油が少量ですみ、こげつかないので形がきれいにできてとても便利です。



[2頁から続く] 84年12月の最高裁判決を掲載。

3月11日 チェルネンコ書記長の死去にともない、ポーランド国家評議会は、葬儀終了まで国旗を半旗に掲げることを決定。3月9日に拘束されたKPNの活動家5人が正式に逮捕、拘留される。

3月12日 ウルバン政府スポークスマンは記者会見で、ゴルバチョフ新ソ連共産党書記長の就任を歓迎。司教会議公報局長は、教会出資の農業基金の組織委員会の代表団が、2月27日から3月3日にかけて日本を含む5ヵ国を訪問したことを明らかにする。

3月13日 ヤルゼルスキ、チェルネンコ書記長の葬儀の後、西ドイツのコール首相と会談。2月に逮捕されたフラシニェク、リス、ミフニクに対する取調べが終了と伝えられる。

3月14日 政府の教会攻撃に抗議し、政治犯を擁護するためクラクフの教会で2月18日以来続いているリレー式ハンストにこの日までに50人以上が参加。

3月15日 逮捕拘留中のB・リスが3月10日以来ハンスト中との情報。ウルバン政府スポークスマンは19日、この情報を確認。スクラ法務次官によれば、刑法改正作業が進行中で、いわゆる「簡易手続」が拡大される予定という。

3月16日 党機関紙『トリブナ・ルド』、弁護士会総会当日のこの日、執行部が一部弁護士の「政治的に否定的な態度」に寛容すぎる、と非難。

3月17日 軍務の賞賛を拒否して2年半の刑を受けた青年に連帯して青年13人がワルシャワでハンストに。

3月19日 ウルバン政府スポークスマンによれば、ミフニク、リス、フラシニェクの取調べは最終段階に。

3月20日 OEC D報告書によれば、東欧全体の対西側借款は81年以来20%減少したが、ポーランドのリス

ク水準はまだきわめて高いという。ワルシャワ地区地下「連帯」が4月1日に値上げ抗議行動を呼びかける。3月21日 ウルバン、刑法改正計画に関連して、その意図は軽犯罪の処理の迅速化にあると述べる。しかし「簡易手続」による罰金の最高額は500万ズウォティ(平均月給は1万7000ズウォティ)にもなる。パンゲマン経済相に率いられた西独代表団が到着、西独・ポーランド合同経済会議が始まる。

3月22日 B・リスの弁護士J・テイラーは、リスが昨日ハンストを終了したと語る。シチュエンKOPP〔反暴力市民委員会〕のE・パウカとJ・コステツキが地裁に起訴されたと報じられる。パンゲマン西独経済相、ヤルゼルスキ首相およびオルシフスキ外相と会談。ポーランド製品の西独への輸出拡大をめざす新経済協力協定が調印される。帰国前の記者会見でパンゲマン経済相は、もしポーランドが西側政府との債務繰り延べ協定に合意すれば、西独はポーランドに新規信用供与を与える用意があると語る。また、他の債権国にも新規信用供与を呼びかけ、ポーランドのIMF復帰申請への支援を約束。

3月24日 クラクフの教会で抗議のハンスト終了が伝えられる。教会の朝のミサで、ワレサのハンスト参加者へのメッセージが読みあげられ、抗議終了の夕方のミサには1000人以上が参加。

3月25日 経済諮問会議(半独立・公認組織)は、外貨不足が経済成長阻害の第1の要因ではないとする報告を発表。それによれば、経済不振の主要因は、経済の中央統制および労働力、原料、機械設備の適切な配置に失敗したことであるという。

[編:星洋子、水谷鏡、高橋初子]

## 編 集 後 記

☆新聞にポーランドの名前が登場しなくなって久しい最近ですが、そのポーランドに日本が敗れたという記事が立て続けにスポーツ欄に。ひとつは3月31日、スイスのフリブルで行われた世界アイスホッケー選手権Bグループ第9日目、日本がポーランドに8対0で負けたという話。もうひとつは4月2日、スウェーデンのイエテボリでの世界卓球選手権3位決定戦で5対3でポーランドが勝ちました。注意して見ていると、日本とポーランドの接点は意外と多いようです。

☆一部の新聞しか報じなかったようですが、4月16

日ワルシャワで民間レベルの第9回日本=ポーランド経済合同会議が開かれ、日本から45人が参加、ポーランド側からは、日本の高度技術に関心が寄せられ、新規借款供与の要請があったということです。一時後退が伝えられた両国の経済関係がまた深化していくのでしょうか。そういえば、米国の投資専門誌が最近信用度が目立って上った国のひとつとしてポーランドをあげたという報道もありました。☆本号日誌3月8日の項にあるワルシャワ大学構内の3月事件記念銘板とは、本誌84年3月号の表紙写真にあるものです。そこには「後の世代への警告にこのプレートを据える」とありますが、政府当局には目障りなのでしょう。 85年4月18日(み)

# '85年春期開講!! マヤコフスキー学院

ロシア語

コース	開講	曜日	講師
初級コース	4/22	月	谷垣 惠子 桑野 隆
中級読物 コース	4/23	火	坂本 博 浦 雅春
作品読説 I	4/26	金	江川 卓 鴻 英良
作品読説 II	4/24	水	原長 卓也 縄 光男

ポーランド語

コース	開講	曜日	講師
初級	4/26	金	坂倉 千鶴
中級	4/22	月	長興 容
作品読説	4/25	木	工藤 幸雄 武藤 井崎 藤 摩誠 雄利一

●授業開始 / 4月22日～4月26日 ●期間 / 6ヵ月

●時間 / PM 6:30～9:00

●授業料 / 入学申込金5,000円ロシア語・ポーランド語30,000円

●問合せ / 中野区東中野1-41-5 TEL. 362-8772 マヤコフスキー学院



模索舎年鑑84 ¥700 (〒200)

模索舎年鑑83 ¥700 (〒200)

模索舎年鑑82 ¥680 (〒200)

模索舎年鑑81 ¥540 (〒200)

模索舎に納品された自主出版物総目録  
上・下 各¥750 (〒250)

月曜定休  
11:00～19:00  
東京都新宿区新宿2-4-9  
03-352-3557

模索舎通信 隔月刊 ¥100  
10号分¥1500 (〒共)

模索舎

発行所・ポーランド資料センター

〒101 東京都千代田区三崎町2-10-5 国ビル3F

電話 03-261-2585

郵便振替 東京 2-81069

Center for Polish Research %Kazukuni Bldg. 3F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101

定価400円・年間定期購読料4600円(送料共)